

第2部

通級による指導の教育課程

第1章 通級による指導の教育課程の編成

第1節 「通級による指導」とは

通級による指導とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を行う教育の形態である。

東京都では、障害に応じた特別の指導を行う特別な指導の場として「特別支援教室」、「通級指導学級」を位置付けている。

「特別支援教室」は、小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程(以下、「小学校・中学校等」)の通常の学級に在籍している障害のある児童・生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、拠点校の巡回指導教員が各学校を訪問する「巡回指導」を行うことで、特別の指導を在籍校で受けられる教育の形態である。

また、「通級指導学級」は、小学校、中学校又は義務教育学校の通常の学級に在籍している障害のある児童・生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導を通級指導の特別な場で行う教育の形態である。東京都では、弱視通級指導学級、難聴通級指導学級、言語障害通級指導学級(小学校のみ)がある。

第2節 特別の教育課程の編成と通級による指導の対象

通級による指導を行う場合には、当該児童・生徒が在籍する学校が一人一人の教育的ニーズに応じた特別の教育課程を編成して指導を行う。学校教育法施行規則では小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程の編成する各教科等、授業時数や教育課程の基準が各学習指導要領に基づくことが定められている(第50条第1項、第51条、第52条、第52条の3、第72条、第73条、第74条、第74条の3、第76条、第79条の5、第83条及び第84条並びに第107条の規定)が、通級による指導を行う場合には、一人一人の障害に応じた特別の指導を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の通常教育課程に加えたり、一部替えたりして、特別の教育課程によることができる教育課程上の取り扱いが認められている。

○学校教育法施行規則 第140条

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。)のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項(第79条の6第1項において準用する場合を含む。)、第51条、第52条(第79条の6第1項において準用する場合を含む。)、第52条の3、第72条(第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。)、第73条、第74条(第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。)、第74条の3、第76条、第79条の5(第79条の12において準用する場合を含む。)、第83条及び第84条(第108条第2項において準用する場合を含む。)並びに第107条(第117条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- | | | |
|--|----------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 一 言語障害者 二 自閉症者 三 情緒障害者 四 弱視者 五 難聴者 | <p>⋮</p> | <ul style="list-style-type: none"> 六 学習障害者 七 注意欠陥多動性障害者 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの |
|--|----------|--|

この対象となる障害のうち、第八号の「その他…」に該当する障害は、肢体不自由、病弱及び身体虚弱を指す。

第3節 通級による指導の対象となる障害の程度

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童・生徒が対象である。(特別支援学級の児童及び生徒を除く。)具体的には、言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者である。

不登校の状態にある児童・生徒については、一般的に通常の学級の授業に出席していない状況にあることから、本来的には通級による指導の対象とはならないものと考えられるが、通級による指導の対象となるかどうかの判断については、教育相談機関や教育支援センター(適応指導教室)との関連も考慮し、特に慎重に検討する必要がある。

(1) 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

※「器質的又は機能的な構音障害」とは、口蓋裂、その他の鼻咽腔閉鎖機能不全及び構音器官のまひ等の器質的原因並びに乳幼児期における構音学習の偏り等の機的原因により構音の障害を来しているような状態を指す。

※「話し言葉におけるリズムの障害」とは、発語の流ちょう性に障害があることにより、本人が社会生活に不都合を来したり、不適応を感じたりしている状態を指す。

※「言語機能の基礎的事項の発達の遅れ」とは、話す、聞く等の言語機能の基礎的事項に発達の遅れや偏りがあるような状態を指す。

(2) 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(3) 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(4) 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

※「視覚による認識が困難な程度の者で、一部特別な指導を必要とするもの」とは、通常の文字や図形等の認識に多少の時間がかかるものの、通常の学級における教科等の学習におおむね参加できる者を指す。

※「一部特別な指導を必要とする」とは、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導や障害に応じて教科の内容を取り扱う指導が部分的・継続的に必要なことを指す。

(5) 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

※「通常の話声を解することが困難な程度の者で、一部特別な指導を必要とするもの」とは、通常の学級における教科等の学習におおむね参加できる者を指す。

※「一部特別な指導を必要とするもの」とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導や障害に応じて教科の内容を取り扱う指導が部分的・継続的に必要な児童・生徒を指す。

(6) 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特

定のもの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(7) 注意欠陥多動性障害者

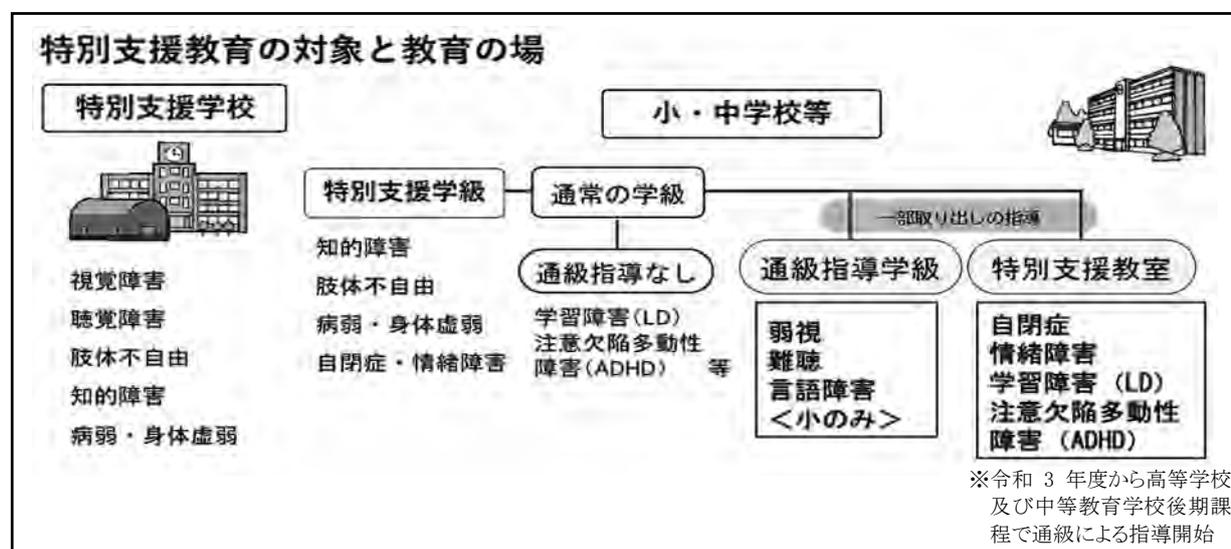
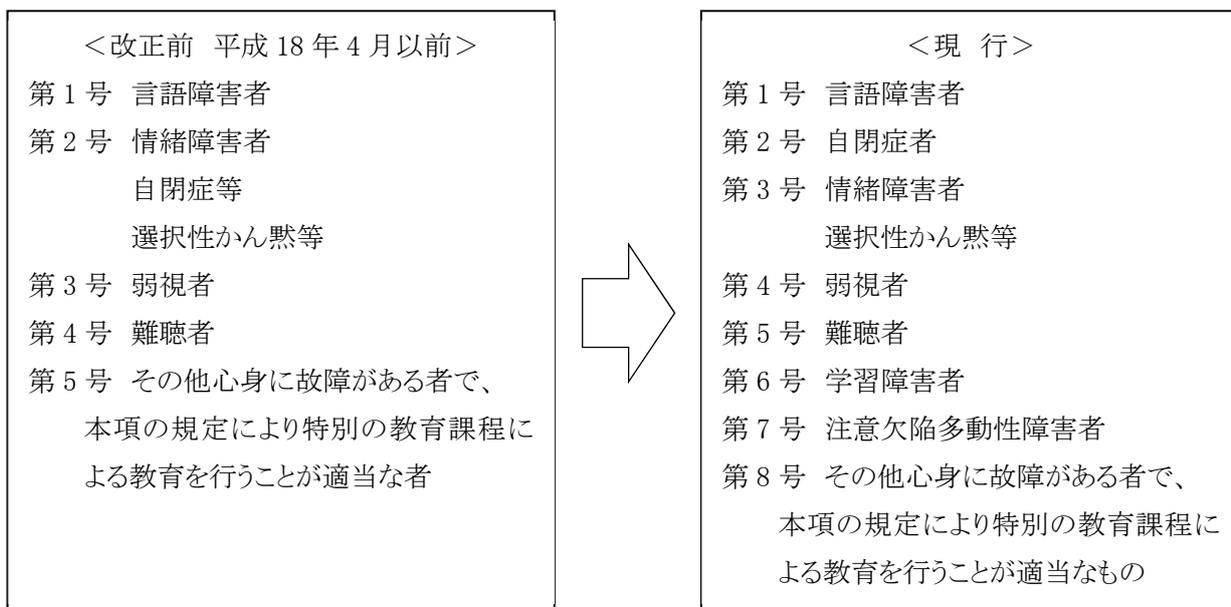
年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障を来すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(8) 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱及び身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(平成 18 年 3 月 31 日付 17 文科初第 1178 号、平成 25 年 10 月 4 日付 25 文科初第 756 号)

自閉症者、情緒障害者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者については、東京都においては、「情緒障害学級・特別支援教室」の対象としている(公立小学校及び中学校通級指導等設置要綱 東京都教育委員会)。東京都において、対象となる児童・生徒の障害の程度の判断は、平成 18 年 3 月 31 日付 17 文科初第 1178 号文部科学省初等中等教育局長通知「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について」及び平成 25 年 10 月 4 日付 25 文科初第 756 号文部科学省初等中等教育局長通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」に定めるところによるものとする。



◆特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害種の程度

区分	学校教育法施行令第22条の3	平成18年3月31日付17文科初第1178号(通知) 平成25年10月4日付25文科初第756号(通知)
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	(弱視学級) 【弱視者】 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
		(通級による指導) 【弱視者】 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	(難聴学級) 【難聴者】 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの
		(通級による指導) 【難聴者】 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	(知的障害学級) 【知的障害者】 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	(肢体不自由学級) 【肢体不自由者】 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
		(通級による指導) 【肢体不自由者】 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	(病弱・身体虚弱学級) 【病弱者及び身体虚弱者】 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
		(通級による指導) 【病弱者及び身体虚弱者】 病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

言語障害	(言語障害学級) 【言語障害者】 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの
	(通級による指導) 【言語障害者】 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症	(自閉症・情緒障害学級) 【自閉症者】【情緒障害者】 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの
	(通級による指導) 【自閉症者】 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害	(通級による指導) 【情緒障害者】 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
LD	(通級による指導) 【学習障害者】 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
ADHD	(通級による指導) 【注意欠陥多動性障害者】 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

第4節 通級による指導の指導時数

通級による指導時間は、「学校教育法施行規則の一部改正等について(通知)」(平成18年3月31日付17文科初第1177号)で示されており、年間35単位時間から280単位時間までが標準である。ただし、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、月1単位時間程度の指導でも十分な教育的効果が認められる場合があることから、年間10単位時間から280単位時間までとなっている。

なお、東京都では、通級指導学級編制の人員に算定できる者は、通常の学級から通級指導学級又は特別支援教室で少なくとも週当たり1回以上指導を受ける者とし、ア 特別支援学級に在籍する者、イ 通級による指導を受ける回数が週当たり1回に満たない者は学級編制の人員に算定しないこととしている。(公立小学校及び中学校通級指導学級等設置要綱(令和2年2月15日一部改正 東京都教育委員会))

通級による指導の対象となる障害の種類	標準指導時間
言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者、難聴者	年間35～280単位時間 (週1～8単位時間程度)
学習障害者、注意欠陥多動性障害者	年間10～280単位時間 (月1～週8単位時間程度)

通級による指導については、平成28年12月9日の学校教育法施行規則の一部改正により、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状況に応じて各教科の内容を取扱いながら行うことができるものとする」とされている。従前は、「障害の状況に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」とされていた、いわゆる「各教科の補充指導」については、「障害の状況に応じて各教科の内容を取扱いながら行うことができる」というように改められた。この改正の主旨は、単に各教科・科目の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう規定を明確化したものである。

第5節 他校通級について

通級による指導を行う場合には、児童・生徒が在籍する学校だけではなく、他校へ通って特別の指導を受けることも教育課程上の特例として認められている。学校教育法施行規則第141条では、「特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。」とされている。

なお、このように児童・生徒が他校において指導を受ける場合には、当該児童・生徒が在籍する小学校・中学校等の校長は、当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上、教育課程を編成するとともに、学校間及び担当教師間の連携を密にする必要がある。

第2章 教育課程編成上の留意事項

第1節 個別の教育支援計画

平成29年3月告示の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領では、通級による指導を受ける児童・生徒に対する二つの計画(個別の教育支援計画、個別の指導計画)については、全員作成・活用することと規定された。小学校学習指導要領第1章第4の2の(1)のエには、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用について以下の通り示されている(中学校学習指導要領においても同様)。

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

個別の教育支援計画及び後述の個別の指導計画は、障害のある児童・生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。

なお、東京都教育委員会は、個別の教育支援計画を「学校生活支援シート」、個別の指導計画を「個別指導計画」と呼称している。

「通級による指導」を行う場合には、当該児童・生徒の在籍校の校内委員会が中心となって学校生活支援シート(個別の教育支援計画)を作成し、その中で「通級による指導」の役割を明確に位置付けていくことが必要である。当該児童・生徒を支援する関係機関の一つとして特別支援教室・通級指導学級の支援内容や役割を明確にし、それに基づいて「通級による指導」の教育課程を在籍校で編成して指導を行う。

第2節 個別指導計画、連携型個別指導計画

小学校・中学校等においては、障害のある児童・生徒の学校における指導計画として「個別指導計画」を作成する必要がある。これは、通常の学級に在籍する様々な支援が必要な児童・生徒に対して、その実態や行動特徴等を把握し、担任一人でなく、校内の他の教師の協力も得ながら、適切な指導及び必要な支援を具体化するために校内委員会で作成するものである。先に述べた「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」と「個別指導計画」は、学校の教育的支援を、児童・生徒一人一人のニーズに応じて具体化するために必要不可欠である。

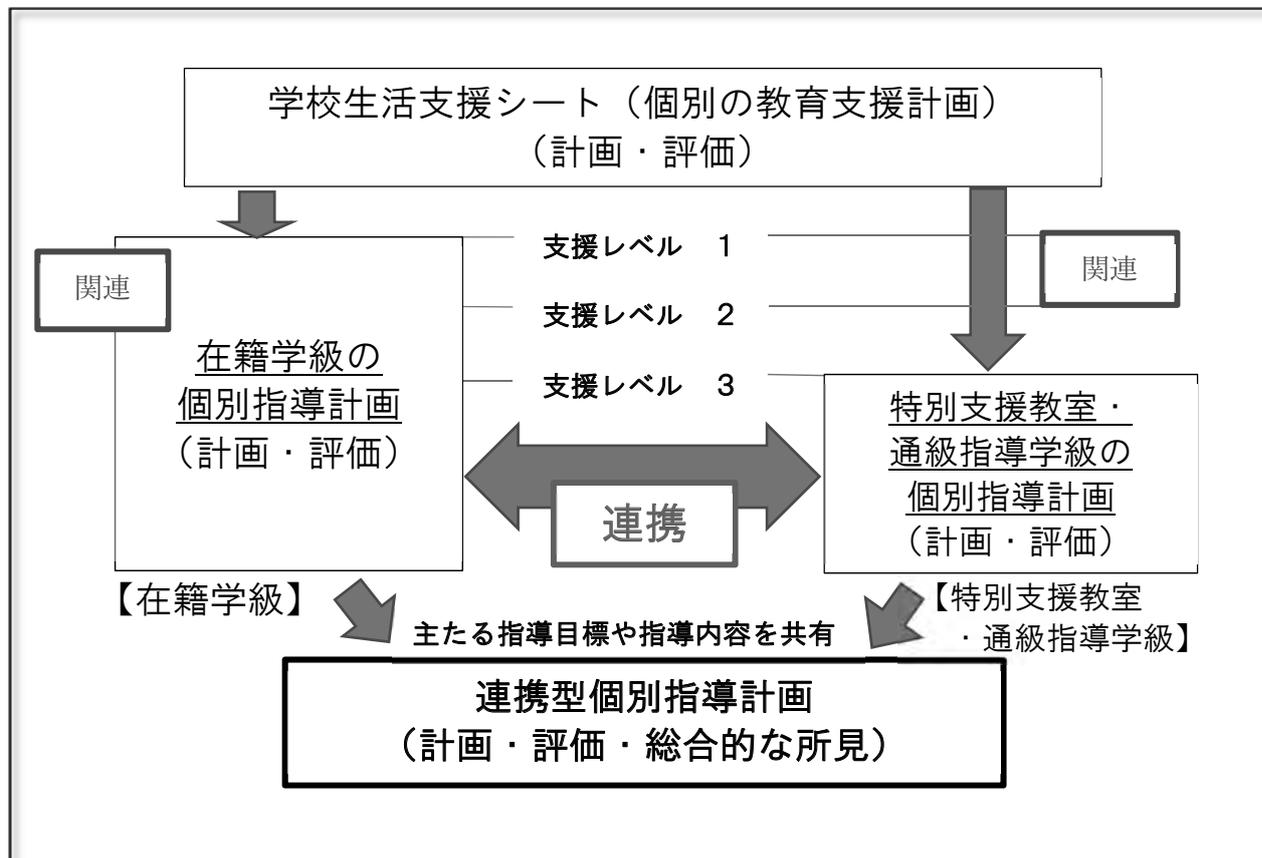
また、通級による指導を行っている児童・生徒の場合には、指導の場が複数になるため、在籍校及び特別支援教室・通級指導学級のそれぞれの場において個別指導計画の作成が必要になる。

特に特別支援教室・通級指導学級では、個々の児童・生徒の実態を的確に把握し、各障害特性に応じたきめの細かい個別の指導目標や具体的な指導内容を定めた特別な指導に関する個別指導計画を作成する必要がある。

在籍校において作成される個別指導計画については、通級による指導の専門性を生かすために、在籍校と特別支援教室・通級指導学級が十分な協議を行って、それぞれの場の役割を明確に位置付けて個別指導計画を作成することが望ましい。

また、「連携型個別指導計画」は、在籍学級の担任と特別支援教室・通級指導学級の担任が連携して作成する個別指導計画である。特別支援教室を利用している児童・生徒については、巡回指導教員が在籍学級担任と互いに連携を図り、当該児童・生徒の指導に当たるため、それぞれの指導から、主たる

指導目標や指導内容を取り上げ、連携型個別指導計画を作成・活用していくことが効果的である。(連携型個別指導計画の様式は「小・中学校の特別支援教育の推進のために(平成26年3月 東京都教育委員会)」において例示している。)連携型個別指導計画を活用し、在籍学級担任は特別支援教室・通級指導学級の担当者と情報を共有し、当該児童・生徒への指導の総合的な所見を記載し、次の指導に引き継いでいくことが大切である。



第3節 通級による指導の授業時数の取扱い

通級による指導の指導時数については前述(第1章第4節通級による指導の指導時数)のとおりであるが、対象となる児童・生徒一人一人の授業時数については、それぞれの実態と個別指導計画に基づいて決定する。

通級による指導を行う場合、障害に応じた特別の指導を小学校・中学校等の通常の教育課程に加えるか、又はその一部に替えて行うことになる。この場合、通級による指導を受ける児童・生徒の総授業時数については、小学校又は中学校の通常の教育課程の各学年における授業時数に準ずるなどして、当該児童・生徒の週当たりの授業時数が、(その障害の状態を十分考慮して)負担過重とならないように配慮することが必要である。

具体的には、放課後に他の学校の通級指導学級に通級する場合は、児童によっては体力的な負担とならないようにすることが必要である。また、週時程の中でいつも同じ曜日の同じ時間帯の学習が欠けることになるため、学年や児童・生徒の実態に応じて在籍校と特別支援教室・通級指導学級が連携して通級日を変えるなどの配慮をすることが必要である。特に、中学生の場合には、評価や評定に影響することが想定されるため、通級することによって生徒自身が不利益を被らないよう配慮が必要である。

第4節 通級による指導の開始・終了

通級による指導を開始するに当たっては、区市町村教育委員会の通級を判定する委員会において当

該児童・生徒の実態を把握して、指導課題や指導の方法、内容等を明確にして計画的に指導を行うことが必要である。特別支援教室・通級指導学級が児童・生徒の障害の状態や変化において柔軟に対応できる特性を生かして、年度途中の入級や状態の変化に応じた柔軟な措置変更ができるように配慮することが必要である。

指導の開始に当たっては、個別指導計画を作成し、計画的に指導を行って課題の改善を図っていく見通しを立てることが必要であり、一定の指導期間を経て評価を行い、通級による指導の終了を視野に入れて取り組むことも重要である。

通級による指導の終了に当たっては、円滑に通常の学級の指導のみに移行できるよう、特別支援教室・通級指導学級での指導時間を計画的に少なくしていったり、対象の児童・生徒が在籍している学級への校内支援や特別支援教育支援員からの支援について、段階的に支援の量を減らしていったりするなど、柔軟な取組が必要である。

なお、通級による指導の開始・終了については、東京都が発行するガイドライン等を確認すること。

第5節 指導内容等

小学校学習指導要領では、特別な配慮を必要とする児童への指導として、次のように示している(中学校学習指導要領においても同様)。

○小学校学習指導要領第1章第4の2(1)

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

指導に当たっては、特別支援学校学習指導要領第7章に示す自立活動の6区分 27 項目の内容を参考とし、児童・生徒一人一人に、障害の状態等の的確な把握に基づいた自立活動における個別指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要がある。指導の内容は、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導である。障害の状態に応じた特別の指導であり、単なる教科の遅れを補充する指導とは異なることに留意する。

なお、自立活動の内容を参考とした指導については、第3章 第3節「自立活動の内容」及び第4節「通級による指導で指導する自立活動の内容」を参照のこと。

第6節 通級による指導の記録と指導要録への記載

「学校教育法施行規則の一部改正等について(通達)」(平成5年1月28日付文初特第278号)において、通級による指導を行う学校は、通級による指導の記録を適正に管理することとされている。同時に、当該児童・生徒が在籍する学校に対して、当該記録の写しを通知しなければならないとされている。このことにより、通級による指導を受ける児童・生徒の在籍校と通級による指導を行う学校との連絡調整が行われることになる。

通級による指導の記録の記載事項については、「通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的に捉えるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。」(平成25年10月4日付25文科初第756号)とされている。

第7節 在籍校との連携協力

通級による指導を行うに当たって、当該児童・生徒が在籍する学校と、通級による指導を行う学校との間で十分な連携を行うよう、「通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級(他の学校での通級による指導を受ける場合にあつては、在学している学校の在籍学級)の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。」(平成25年10月4日付文25科初第756号)とされている。また、小学校学習指導要領総則第4の2「特別な配慮を必要とする児童への指導」において、「障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には(中略)効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」とされている(中学校学習指導要領においても同様)。

通級による指導では、通常の学級以外の場所で他の教師から指導を受けるため、指導の効果をあげるためには、通常の学級における配慮が不可欠であり、両者の連携協力がきわめて重要である。そのためにも、当該児童・生徒が在籍する学校の校内委員会で作成した「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」「個別指導計画」の中に通級による指導の位置付けを明確にし、両者が連携した支援が実現するよう具体的な方策が検討されなければならない。

第8節 他の設置者の設置する学校で通級による指導を行う場合

同一区市町村に通級による指導を行う学校がない場合には、他の区市の学校に通うことが考えられる。その場合、通級による指導を受ける児童・生徒が在学する学校の設置者は、あらかじめ通級による指導を行う学校の設置者と十分に協議を行う必要がある。

また、東京都では、平成20年度から、都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校において、小・中学校の通常の学級に在籍する弱視又は難聴の児童・生徒に対する通級による指導を実施している。その対象は、居住地に通級指導学級がない、近隣地区の通級指導学級で受け入れられないなど、区市町村立小・中学校に在籍する視覚障害又は聴覚障害のある児童・生徒である。都立特別支援学校への通級が必要な場合には、区市町村教育委員会で検討の後、東京都特別支援教育推進室での検討、通級の決定を経て通級による指導が開始される。

(詳しくは、「一就学相談の手引ー児童・生徒一人一人の適切な就学のために(義務教育)」を参照のこと。)

高等学校における通級による指導の制度化

平成28年学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部改正により、高等学校における通級による指導が制度化され、高等学校においても障害に応じた特別の教育課程編成による特別の指導の実施ができるようになった。

東京都教育委員会においては、平成30年からパイロット校による実践を踏まえた上で、仕組みや通級の在り方を検討し、令和3年度から高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導を開始する。

高等学校の場合、通級による指導を受けることにより、授業を欠席することで単位が取得できないのではないかと不安が生徒にはある。各学校において、教育課程及び個別指導計画に生徒の通級による指導の目標を定め、十分にその目標が達成できたと校長が判断した場合、単位の認定を行うことになる。したがって、生徒の障害の状態に即した指導目標を立て、生徒自身が目標を達成できるように、指導内容や手だてを十分検討する必要がある、教師と支援員による連携が重要である。

第3章 自立活動を参考にした指導

第1節 自立活動とは

小学校・中学校等の教育は、児童・生徒の生活年齢に即して系統的・段階的に進められ、その教育内容は、児童・生徒の発達の段階等に即して選定されたものが配列されており、それらを順に教育することにより人間として調和のとれた育成が期待されている。

しかし、障害のある児童・生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々なつまづきや困難が生じることから、小学校・中学校等の児童・生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とは言えない。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要になる。

平成29年告示の学習指導要領においては、全ての資質・能力に共通する要素となる三つの柱、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等を踏まえて、各教科等の目標や内容が再整理された。よって、各教科等において育まれる資質・能力は、児童・生徒の生活年齢や発達の段階に即して系統的に配列されている目標や内容を指導していくことで、知識及び技能の習得のみならず、それぞれの体系に応じた思考力、判断力、表現力等の育成や学びに向かう力、人間性等の涵養について、バランスよく育成することを目指している。そのため、個々の実態把握によって導かれる「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」、いわゆる心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動であり、自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っている。

第2節 自立活動の目標

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(第7章)

第1 目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

自立活動の目標は、学校の教育活動全体を通して、児童・生徒が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要とされる知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことによって、自立を目指すことを示したものである。ここでいう「自立」とは、児童・生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすることを意味している。

第3節 自立活動の内容

自立活動の内容については、発達障害や重複障害を含めた障害のある児童・生徒の多様な障害の種類や状態等に応じた指導を一層充実するため、「1健康の保持」の区分に「(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。」の項目が新たに設けられた。

また、自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえた指導を充実するため、「4環境の把握」の区分の下に設けられていた「(2)感覚や認知の特性への対応に関すること。」の項目を「(2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。」と改めた。さらに、感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握にとどまることなく、把握したことを踏まえて、的確な判断や行動ができるようにすることを明確にするため、「(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること。」の項目を「(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。」と改めた。

6区分 27項目は次のとおりである。

1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康の状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

指導目標を達成するために必要な具体的な指導内容を考える際には、児童・生徒の実態を踏まえて、幾つかの項目を組み合わせる必要があることに十分留意する。

第4節 通級による指導で指導する自立活動の内容

自立活動は特別支援学校の教育課程において特別に設けられた領域であるため、その内容は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱(身体虚弱を含む)等の全ての障害を網羅して大綱的に示している。自立活動の「内容」は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、一人一人の児童・生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱うものである。したがって、通級による指導で取り扱う具体的な指導内容は、それぞれの児童・生徒の実態を踏まえて必要とする項目を、6つの区分の下に示された27項目の中から選定した上で、それらを相互に関連付けて設定することが重要である。

特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編では、児童・生徒の実態把握から、自立活動の具体的な指導内容を設定するまでの例として、13 事例が示されている(P32～P39、P128～P171)。

対象となる児童・生徒の学校生活における課題は様々ではあるが、上記の事例等も参考とし、認知面や行動面に留意しながら、重点的な課題や優先する指導内容を絞り込んでいくことが重要である。

その際、指導終了時点の児童・生徒が、在籍学級で学習する様子をイメージし、長期的な観点(概ね1年間程度)と短期的な観点(学期毎の指導期間を想定)で、「原則の指導期間」に児童・生徒が達成可能な目標を設定する。

特別支援学校学習指導要領に示された「自立活動」の内容を参考とした指導を行うに当たり、具体的な指導を計画する際は、次の手順で作成する。

1 実態把握

障害の状態は児童・生徒一人一人異なるため、実態把握に基づいて設定する指導目標や具体的な指導内容、指導方法も、必然的に一人一人異なる。認知面や行動面に留意しながら、障害から生じる困難さによる「つまずき」を把握していく。

実態把握に当たっては、日々の観察や記録、在籍学級担任や保護者からの情報収集等とともに、東京都教育委員会が開発した各種チェックリスト等(資料編 137 ページ参照)を活用し、個々の児童・生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの的確な把握が求められる。その際、児童・生徒のできないことばかりに注目するのではなく、できることや良い面にも着目していくことが大切である。

2 指導すべき課題の抽出

実態把握のために収集した情報から、必要性・緊急性・達成の可能性・成果への期待等から、優先順位を考えて課題をリストアップする。つまずきに対する指導のみを考えるのではなく、つまずきの原因を分析することが重要である。

3 指導目標の設定

指導目標の設定に当たっては、つまずきの軽減に焦点を当てた指導目標の設定や、学習の仕方を身に付けるための指導目標を設定するなど、優先する指導内容を絞り込んでいく必要がある。その際、長期的な観点(概ね1年間程度)で、児童・生徒が達成可能な指導目標を設定するとともに、短期的な観点(学期毎の指導期間を想定)で、指導内容を段階的に取り上げる。

(1) 長期目標の設定

指導すべき中心的な課題に対して、学校生活支援シート(個別の教育支援計画)に示された本人や保護者の思いを踏まえながら、指導終了時点の「在籍学級における様子」をイメージして、具体的な長期目標を設定する。

在籍学級と、特別支援教室・通級指導学級が共通理解を図りながら指導するためにも、一年間で取り組む目標は、一つ又は二つに絞ることが望ましい。ただし、実態把握から明らかになった複数の目標の中の一部であることも共有しておく必要がある。

(2) 短期目標の設定

長期目標を達成するためには、一人一人の児童・生徒の状況に応じて、必要な指導内容を段階的、系統的に取り扱う。また、段階的に短期の指導目標が達成され、それがやがて長期の指導目標の達成につながるという見通しをもって指導を計画することが重要である。

具体的な指導目標を設定するための3つの要素

- ①指導場面を限定して記述する。【場面・対象】
- ②数値や量などで表すか、具体的な内容を記述する。【量・手段】
- ③具体的に想定される動作や表出を記述する。【動作・表出】

特別支援教室・通級指導学級の指導目標の設定には、在籍学級担任の関与が不可欠である。「原則の指導期間」の期間内に達成が見込まれる目標であるかどうか検討する必要がある。

4 具体的な指導内容の設定

学習面のつまずきの状態から、つまずきに対する指導のみを考えるのではなく、つまずきの原因をよく分析して、一人一人の特性に応じた支援の手だてを考えていく。

通級による指導で取り扱う指導内容について、91 ページから障害種ごとに具体的な内容を例示する。

第5節 自立活動の指導の評価

自立活動における児童・生徒の学習の評価は、実際の指導が個々の児童・生徒の指導目標に照らしてどのように行われ、児童・生徒がその指導目標の実現に向けてどのように変容しているかを明らかにするものである。

また、児童・生徒がどのような点でつまずき、それを改善するためにどのような指導をしていけばよいかを明確にしようとするものでもある。

自立活動の指導は、教師が児童・生徒の実態を的確に把握した上で個別指導計画を作成して行われるが、計画は当初の仮説に基づいて立てた見通しであり、児童・生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。したがって、児童・生徒の学習状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図らなければならない。

指導の結果や児童・生徒の学習状況の評価するに当たっては、指導目標を設定する段階において、児童・生徒の実態に即し、その到達状況を具体的に捉えておくことが重要である。例えば、中学校の生徒について、「自分の病気を理解する」ことを指導目標とした場合、「学校での健康状態の把握において、平熱などの通常の状態を知り、シートに記入しながら、自ら不調に気付く」というように、生徒の生活年齢や病気の状態、将来の進路や生活の場等との関係において、どのような場を想定し、何を、どのような方法で理解させるのかを明らかにしておく必要がある。また、「1週間のうちに2回検温をし忘れることがあった」など、その生徒の具体的な行動や観察できる状態として評価が可能になるように工夫することが必要である。

評価は児童・生徒の学習評価であるとともに、教師の指導に対する評価でもある。教師には、評価を通して指導の改善が求められる。したがって、教師自身が自分の指導の在り方を見つめ、児童・生徒に対する適切な指導内容・方法の改善に結び付けることが求められる。

指導目標を達成するための学習は、一定期間にわたって行われるが、その間においても、児童・生徒が目標達成に近付いているか、また、教材・教具などに興味をもって取り組んでいるかなど、児童・生徒の学習状況の評価し、指導の改善に日頃から取り組むことが重要である。こうした学習状況の評価に当たっては、教師間の協力の下で、適切な方法を活用して進めるとともに、多面的な判断ができるように、必要に応じて外部の専門家や保護者等と連携を図っていくことも考慮する必要がある。また、保護者には、学習状況や結果の評価について説明し、児童・生徒の成長の様子を確認してもらうとともに、学習で身に付けたことを家庭生活でも発揮できるよう協力を求めることが大切である。

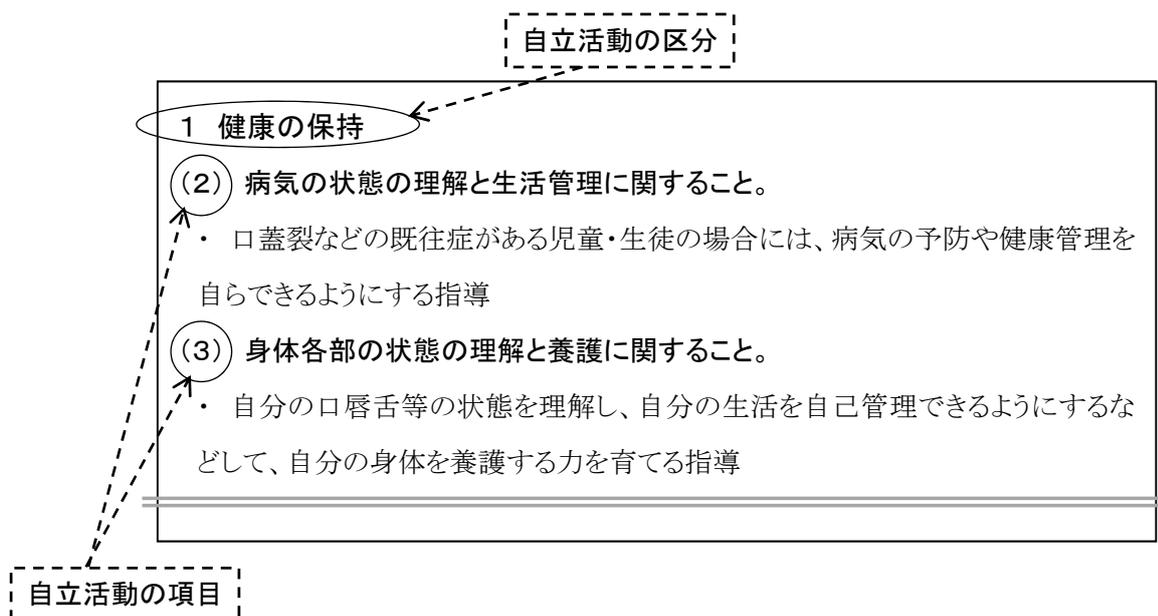
評価は、児童・生徒にとっても、自らの学習状況や結果に気付き、自分を見つめ直すきっかけとなり、その後の学習への意欲や発達を促す意義がある。自立活動の指導においては、児童・生徒が、自分の障害と向き合うことが多くなる。障害のある自分を知り、受け止め、それによる困難を改善しようとする意欲をもつことが期待される。したがって、自立活動の時間においても、学習前、学習中あるいは学習後に、児童・生徒の実態に応じて、自己評価を取り入れることが大切である。

その際、例えば、動画で撮影した指導の前と後の様子を本人に確認させることなどにより、自己や他者の変化に気付かせ、よりふさわしい対応の方法等について考えさせることが大切である。

資料

自立活動の内容 障害種ごとの指導内容(例)

通級による指導で取り扱う指導内容について、障害種ごとに具体的な内容を例示する。
例示に当たっては、以下の書式で統一した。



(口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者)

1 健康の保持

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。

- ・ 口蓋裂などの既往症がある児童・生徒の場合には、病気の予防や健康管理を自らできるようにする指導

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。

- ・ 自分の口唇舌等の状態を理解し、自分の生活を自己管理できるようにするなどして、自分の身体を養護する力を育てる指導

2 心理的な安定

(1) 情緒の安定に関すること。

- ・ 構音障害があることで相手に気持ちや考えが伝わらなかつたり、構音の状態を指摘されるなどして、自信をなくしたり、情緒が不安定になりやすかつたりする場合には、機会を見つけて自分のよさに気付くようにしたり、自信がもてるように励ましたりして、活動への意欲を促す指導

(3) 障害による学習又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

- ・ 成功体験やそれを称賛される経験などを積み重ね、自分に得意なことがあることに気付かせて自信がもてるようにし、積極的に立ち向かう意欲を育てる指導
- ・ 構音障害があることによって他者とコミュニケーションをとろうとする意欲を失わずに、積極的に他者と関わられるようにする指導

3 人間関係の形成

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。

- ・ 自分の口唇舌の状態や発音の状態を理解し、構音の改善に向けて、意欲的に取り組めるようにする指導

5 身体の動き

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

- ・ 呼吸をコントロールして出したり、舌の余分な緊張を解いたり、口唇や舌の動きをよくしたりするなど、発声・発音器官(口腔器官)の微細な動きを高め、それらを調整する力を高めて、正しい発音を習得させる指導

6 コミュニケーション

(2) 言語の受容と表出に関すること。

- ・ 音を弁別したり、自分の発音をフィードバックしたりする力を身に付けさせる指導
- ・ 構音運動を調整する力を高めるなどして正しい発音を定着させ、発語の明瞭度を上げるようにする指導

(吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者)

2 心理的な安定

(1) 情緒の安定に関すること。

- ・ 吃音等があることによる心理的な緊張感や不安感を軽減し、自分の得意なことを見付けて自信をもたせたり、自分のよさに気付いたりすることができるようにする指導
- ・ 自分のよさに気付くようにしたり、自信がもてるように励ましたりして、活動への意欲を促すようにする指導

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。

- ・ 自分にストレスがかかる状況や、吃音等の状態が悪化する状況を知り、それらに対応できるようにする指導

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

- ・ 吃音等がある友達と関わったり、社会で活躍している先輩の生き方や考え方を参考にしたりするなどして、心理的な安定を図り、積極的に行動しようとする態度を育てる指導

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。

- ・ 安心した場で、吃音について学び、吃音についてより客観的に捉え、発達の段階に合わせて、吃症状の変化等についての他者への伝え方を考えることができるようにする指導

3 人間関係の形成

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。

- ・ 吃音があることで、人との関わりが消極的になっている児童・生徒に、積極的に他者と関わろうとする気持ちをもてるようにする指導

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。

- ・ 自分のよさに気付くようにしたり、自信がもてるようにしたりすることで、自己を肯定的に捉えられるようにする指導
- ・ 発達の段階に応じて、吃音についての理解を促し、自分の状態を把握できるようにする指導
- ・ 吃音等のある友達と関わったり、社会で活躍している先輩の生き方や考え方を参考にしたりすることで、自己の理解を深めていけるようにする指導

6 コミュニケーション

(2) 言語の受容と表出に関すること。

- ・ 必要に応じて、息、声、発話などをコントロールできるようにする指導
- ・ 吃音にとらわれずに、自分の気持ちや考えを表現できるようにする指導

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

- ・ 自分の吃音の状態を理解し、状況に応じた吃音の状態の変化を見極めて話ができるようにする指導

(話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、準ずる者)

2 心理的な安定

(1) 情緒の安定に関すること。

- ・ 自分の言いたいことを表現できなかつたり、相手の言うことを理解できなかつたりなど、言語発達の遅れがあることにより、生活全体において自信を失っている場合には、自分の得意なことを見付けたり、自分のよさに気付かせたりなど、自分に自信をもち、自己に対する肯定的なイメージをもつことができるようにする指導

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。

- ・ 場面等の状況が理解できない場合には、情報を得るために自ら工夫したり、身近な人に的確な援助を依頼したりできる力を高める指導

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

- ・ 自分の得意なことや良いところなどに気付き、それらに取り組んだり励まされたりする経験を積むことで、自分の思いを相手に伝えようとする意欲の向上を図る指導
- ・ 同じ障害のある児童・生徒同士の関わりの中で、心理的な安定を図り、障害を改善・克服して積極的に学習しようとする態度を育てる指導

3 人間関係の形成

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。

- ・ 自分の言いたいことが相手に伝わりにくかつたり、相手の言うことが理解しにくかつたりすることから他者との関わりが消極的になったり、攻撃的になったりする場合には、自分自身を受け止めてもらう中で人と関わる楽しさや心地よさを味わわせ、他者と関わりたいという意欲を育てる指導

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。

- ・ 自分の気持ちに気付き、表現できるようにするとともに、他者の心情や考え方についての的確に理解できる力を高める指導

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。

- ・ 自分の得意なところや良いところに気付くとともに、苦手なところを理解するなど自己の理解を深め、苦手な部分を補えるような手段をもてるようにする指導

(4) 集団への参加の基礎に関すること。

- ・ 言語理解の力を向上させ、一斉指示や集団の活動におけるルールなどを理解できるようにするとともに、理解できないときには、工夫したり周囲の人に援助を求めたりして、積極的に集団活動に参加できるようにする指導

4 環境の把握

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。

- ・ 言葉の記憶力が弱い、話し言葉から特定の音韻を聞き取ることが難しいなどの一人一人の認知の特性に応じ、苦手な課題を少しずつ改善できるように指導するとともに、得意な方法を積極的に活用できるようにしていく指導

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

- ・ 経験の言語化を図りながら、ものの機能や属性、状態の変化、時間や空間の認識などの概念形成を図る指導

5 身体の動き

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

- ・ 読み書きが苦手な児童・生徒には、手指の巧緻性、目と手の協応等の向上を図る指導

6 コミュニケーション

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。

- ・ できる経験などを積み、相手に伝えたいという気持ちを高め、他者と積極的に関わろうとする意欲を高める指導
- ・ 相手の気持や言うことを理解し、受け止める力を高める指導

(2) 言語の受容と表出に関すること。

- ・ 音を正確に聞き取る、単語を成り立っている音の数で分けるなど、聴覚的弁別力や記銘力を高める指導
- ・ 言葉で言われたことを理解したり、文字や文章を読みとって理解したりできるようにするとともに、自分の考えや出来事を相手に分かるように伝えたりする力を高める指導

(3) 言語の形成と活用に関すること。

- ・ 周囲の状況などを認識し、身近な事象に関する認識を深め、言語の概念形成を促す指導
- ・ 語彙の習得や拡充、言葉の属性の理解、概念化、文法の理解や拡充など、言語の基礎的な事柄を獲得させる指導
- ・ 自分の考えや出来事を相手に分かるように伝えたり、言葉では伝えきれないときには補助手段を用いたりするなど、表現力や伝達力を高める指導
- ・ 文字や文章を読んで理解したり、自分の考えなどを書いて表現したりできるようにする指導

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。

- ・ 言語のみでは伝えきれなかったり、読み書きが苦手ですぐに伝えられなかったりする場合には、タブレット端末、電子辞書等適切な補助手段を用いることができるようにする指導

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

- ・ 相手の立場や気持ち、状況などに応じて、適切な言葉の使い方ができるようにする指導
- ・ メモをとるなど、話の内容をまとめ、聞き取る力を高めるとともに、分からないときには聞き返すなど相手の言うことを正確に把握しようとする力を高める指導
- ・ 自分の意見や気持ちを相手に的確に伝えることができるようにするとともに、相手の意見や気持ちを受け止め、相互にコミュニケーションできる力を高める指導

1 健康の保持

(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。

- ・ 特定の食物や衣服へのこだわりを軽減したり対応の仕方を身に付けさせたりする指導

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。

- ・ 感覚の過敏さやこだわりがあることについて、自分から別の場所に移動したり、音量の調整や予定を説明してもらうことを他者に依頼したりするなど、自ら刺激の調整を行い、気持ちを落ち着かせることができるようにする指導

2 心理的な安定

(1) 情緒の安定に関すること。

- ・ 失敗経験から自信を失ったり、情緒が不安定になりやすかったりする児童・生徒に、自分のよさに気付かせたり、自信がもてるように励ましたりして活動への意欲を促す指導

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。

- ・ 場所や場面の状況を理解して心理的な抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりできるようにする指導
- ・ 児童・生徒が、予期せぬ出来事や急な予定変更に対応することが難しい場合には、予測される事態や状況を知ったり、事前に体験したりして、急な予定変更等に対応できるようにする指導

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

- ・ 自分の障害の状態を理解したり受け止めたりして、困難を改善・克服しようとする意欲をもたせる指導
- ・ 自分の得意な面と苦手な面を知り、得意な面を活用することで困難を克服することができるという経験をさせる指導
- ・ 成功体験を積み重ねることで自分に自信をもてるようにし、苦手なことにも積極的に立ち向かう意欲をもたせる指導
- ・ タブレット端末などを用いて、苦手意識を軽減させたり意欲をもたせたりする指導

3 人間関係の形成

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。

- ・ 直接的に指導を担当する教師を決めるなどして、教師との安定した関係を形成して相互に関わり合う素地を作る指導
- ・ やり取りの方法を大きく変えずに繰り返し指導するなどして、そのやり取りの方法を定着させるようにし、相互に関わり合う素地を作る指導
- ・ 人と関わる楽しさや心地よさを味わえるような指導や、他者と関わりたいという意欲をもたせる指導

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。

- ・ 児童・生徒が、生活の様々な場面で相手の言葉や表情などから立場や考えを推測できるようにしたり、相手と関わる際の具体的な方法を身に付けさせたりする指導

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。

- ・ 自分の得意なことや苦手なこと、自分の行動の特徴などを理解させ、集団の中で状況に応じた行動ができるようにする指導
- ・ 児童・生徒が、体験的な活動を通して自分の得意なことや苦手なことを理解し、他者の意図や感情を

考えて、対応することができるようにする指導

- ・ 児童・生徒が、特定の光や音などにより混乱し、行動調整が難しくなる場合に、そのような光や音に対して少しずつ慣れたり、それらの刺激を避けたりすることができるようにする指導

(4) 集団への参加の基礎に関すること。

- ・ 集団の雰囲気に合わせてたり、集団に参加するために必要な手順や決まりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようにする指導
- ・ 児童・生徒が、友達との会話の背景や経過を類推することが難しいために集団に積極的に参加できない場合に、日常的によく使われる友達同士の言い回しや分からないときの尋ね方等を身に付けさせる指導
- ・ 児童・生徒が、遊びのルールを聞き漏らしたり、最後まで聞かずに遊び始めたりしてしまう場合に、ルールを少しずつ段階的に理解できるようにさせる指導
- ・ 児童・生徒が、勝ちたいという意識からルールを守ることができない場合に、適切な行動を身に付けさせる指導
- ・ 遊びへの参加方法が分からないときの不安を鎮める方法を身に付けさせる指導

4 環境の把握

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。

- ・ 児童・生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにする指導
- ・ 児童・生徒一人一人の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性を踏まえ、児童・生徒の興味が広がるような指導
- ・ 児童・生徒が、聴覚や触覚の過敏さのために不快感を抱いたり、それらの刺激が強すぎたり突然であったりすることで混乱状態に陥ってしまったりする場合に、不快である音や感触などを自ら避けたり、慣れていくことができるようにする指導
- ・ 児童・生徒の、個々の認知特性に合わせた言葉や数の学習の指導
- ・ 認知の特性に応じて、苦手な課題を少しずつ改善したり、得意な方法を積極的に活用できるようにしたりする指導

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。

- ・ 視覚、聴覚、触覚などの保有するいろいろな感覚を活用して周囲の状況を的確に把握することができるようにする指導
- ・ 感覚を総合的に活用して得られた情報から、周囲の状況や他者の気持ちを把握し、的確な判断や行動ができるようにする指導

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

- ・ 経験によって作り上げてきた概念を、自分が新たに認知や行動を進めていくために活用することができるようにする指導
- ・ 言葉の概念の理解が困難な児童・生徒に、様々な場面で見たり触ったりする体験的な活動と言葉を関連付けながら基礎的な概念の形成を図るようにする指導

5 身体の動き

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。

- ・ 全身又は身体各部位の筋肉に適度な緊張状態を作り出せるようにする指導

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。

- ・ 書字、描画等の学習に必要な基本動作を身に付けさせることができるようにする指導

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

- ・ 両手の協応や目と手の協応動作が円滑に遂行できるようにする指導
- ・ 児童・生徒が、手足を協調させて動かすことや微細な運動をすることに困難が見られる場合に、目的に即して意図的に身体を動かしたり、段階的に高度な動きを身に付けさせたりする指導
- ・ 興味をもっていることを生かしながら道具等を使って手指を動かす体験を積み重ね、巧緻性を高められるようにする指導
- ・ 障害の状態によって、身体の動きの面で、関係する教科等の学習との関連を図り、目と手の協応した動き、姿勢や作業の持続性などについて、自己調整できるようにする指導
- ・ 児童・生徒に、作業のやり方へのこだわりを和らげたり、指導者の示す手本を模倣しようとする気持ちを育てたりする指導

6 コミュニケーション

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。

- ・ 人とやりとりする楽しさを味わわせ、コミュニケーションをとろうとする意欲を育てる指導
- ・ 話す人の方向を見るなどの、話を聞く態度を身に付けさせる指導
- ・ 他者と相互交流する際に必要なマナーや技能等の基礎的な力を身に付けさせる指導
- ・ 児童・生徒が、望ましい方法で意思や要求などが伝わる経験を積み重ねられるようにする指導

(2) 言語の受容と表出に関すること。

- ・ 話し言葉や絵・記号・文字等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりする力を身に付けさせる指導
- ・ 視覚的な手掛かりを活用しながら相手の話を聞くなど、様々なコミュニケーションの手段を活用して正確にやりとりをすることができるようにする指導

(3) 言語の形成と活用に関すること。

- ・ 語彙や文法体系の習得とともに、それらを通して言語の概念を形成できるようにする指導
- ・ 言語によって体験や考えを整理し、思考を深めたり広げたりすることができるようにする指導

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

- ・ 周囲の状況に関する適切な情報を得たり、雰囲気を読み取ったりすることができるようにする指導
- ・ 状況が変化した場合に、柔軟で適切な対応ができるようにする指導
- ・ 自分が理解した内容に誤りがないかどうかを確かめるなど、主体的に関わろうとすることができるようにする指導

1 健康の保持

(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。

- ・ 生育歴や家庭環境等が要因となり、生活のリズムが不規則であったり、生活習慣の形成が困難だったりする児童・生徒が、家庭との密接な連携の下で生活習慣や生活のリズムを自ら形成することができるようにする指導

2 心理的な安定

(1) 情緒の安定に関すること。

- ・ 過去の失敗経験等により、自信をなくしたり、情緒が不安定になりやすかったりする児童・生徒が、自信をもつことができるようにする指導
- ・ 生活環境など様々な要因から心理的に緊張したり不安になったりする状態が継続し、集団参加が難しくなっている児童・生徒の環境を改善することで、情緒の安定を図る指導

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。

- ・ 児童・生徒が安心して参加できる集団構成や活動内容等の工夫をし、更に指導者が付き添って適切な援助をするなどして情緒の安定を図りながら、様々な場面に対応できるようにする指導
- ・ 心理的な余裕がなく、人の行動や表情などのちょっとした変化にも敏感に反応して、自分に危害が加わるとして過剰に防衛したり、どう対応していいかわからずに、わざと叱られるような行動をとってしまったり、適切な行動がとれなくなってしまう児童・生徒に対して、変化への耐性を育てたり、刺激への過剰な反応を和らげたりする指導

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

- ・ 障害に起因して心理的な安定を図ることが困難な状態にある児童・生徒に、子供同士の自然な関わりを大切にしたり、先輩の考え方を参考にしたりするなどして心理的な安定を図り、積極的に行動しようとする態度を育てる指導

3 人間関係の形成

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。

- ・ 直接的に指導を担当する教師を決めるなどして、教師との安定した関係を形成して相互に関わり合う素地を作る指導
- ・ 人に対する基本的な信頼感が希薄な児童・生徒と信頼関係を形成する指導

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。

- ・ 自己に対する知識やイメージが、様々な経験や他者との比較によって低下しており、自信を失っている児童・生徒の、自己肯定感などを高める指導

(4) 集団への参加の基礎に関すること。

- ・ 人に対する基本的信頼感を回復し、集団に参加するための手順や決まりを守って、遊びや集団活動に安心して参加できるようにする指導

6 コミュニケーション

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

- ・ 選択性かん黙の児童・生徒が、安心できる状況や信頼できる人間関係の中で、興味・関心のある活動を共感しながら一緒に行ったり、日記や作文などで気持ちや意思を交換したりすることができるように

する指導

- ・ 選択性かん黙の児童・生徒が、状況に応じて、筆談などの話し言葉以外のコミュニケーション手段も活用することができるようにする指導
- ・ 気持ちを安定させ、安心できる状況や人間関係の中で素直に自分の思いや気持ちを表現できるようにする指導

1 健康の保持

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。

- ・ 進行性眼疾患の場合の、自己の眼疾患と見え方の状態を理解し視覚管理を行うための指導

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。

- ・ 発達段階に応じて、目の構造や働き、自己の視力や視野などの状態について十分に理解を図る指導
- ・ 保有する視覚機能を維持するために、眼鏡やコンタクトレンズ、遮光レンズなどの扱いや、眼圧をコントロールするための点眼薬や学習中の姿勢、運動、危険な場面の対処など、日常生活で留意する事柄を理解し、視覚管理を適切に行うことができるようにする指導

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。

- ・ 自分の見え方の特徴を理解し、見え方に応じて、自分が生活しやすいように自ら環境を調整したり、他者に依頼して確認したりできるようにする指導

2 心理的な安定

(1) 情緒の安定に関すること。

- ・ 障害があることや過去の失敗経験等により自信をなくしたり情緒が不安定になりやすかったりする場合には、自信がもてるように励ますなどして、自分のよさに気付かせ活動への意欲を促す指導

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。

- ・ 見えにくさから周囲の状況を把握することが難しいために不安になる場合に、見え方やそれに起因する困難を踏まえて、指導者が状況を言葉で説明したり、一緒に行動して確かめたりすることで情緒的な安定を図る指導
- ・ 状況を把握し理解するために十分な時間を確保した上で、保有する視覚や他の感覚を活用して状況を把握し、位置を知るための手掛かりや目印(ランドマーク)を基に行動したり、自ら必要な情報を得るために身近な人に対して的確な援助を依頼したりする力などを伸ばす指導

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

- ・ 見えにくさからくる困難を改善・克服しようと努力する態度を身に付けさせるための指導
- ・ 自分のよさや得意なことに気付き、自分自身に自信をもつための指導
- ・ 同じ障害のある者同士の自然な関わりを大切にしたり、社会で活躍している先輩の生き方や考え方を参考にしたりするなどして、心理的な安定を図り、障害を改善・克服して積極的に行動しようとする態度を育てる指導

3 人間関係の形成

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。

- ・ 見えにくいことから他者との関わりが消極的になりがちだったり、適切な関わり方を見てまねることが困難だったりする場合に、相手の声の方向へ顔を向けたり、相手との距離や状況に応じた声の大きさを考えて行動したりする力を身に付けさせる指導や、積極的に他者と関わろうとする態度や習慣を養う指導

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。

- ・ 相手の表情が見えにくいことから生じる困難さに対して、相手の視線や表情、身振りに注意して読み取り、また、声の抑揚や調子の変化などを聞き分けて相手の意図や感情を的確に把握するとともに、その場に応じて適切に行動することができる態度や習慣を養う指導

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。

- ・ 自己理解をする上で「見えにくさ」を自分の一つの特徴と捉え、自己を肯定的に受け止め、自己の理解を深めるための指導
- ・ 必要に応じて周囲の人へ自己の見え方を説明し、理解や援助を依頼したりする力を伸ばす指導

(4) 集団への参加の基礎に関すること。

- ・ 視覚情報の不足から集団への参加に困難さがある場合に、参加するための手順や決まり、必要な情報を得るための質問の仕方などを身に付け、積極的に参加できるようにするための指導

4 環境の把握**(1) 保有する感覚の活用に関すること。**

- ・ 保有する視覚を最大限に活用するとともにその他の感覚も十分に活用し、学習や日常生活に必要な情報を収集するための指導

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。

- ・ 自己の見え方の特性を理解し、自ら見えやすい環境を整えるとともに、視覚的情報を的確に入手、処理するための指導
- ・ 明るい所で見えにくい羞明や暗い所で見えなくなる夜盲がある場合、活動しやすい明るさが分かり、安全面に自ら留意して行動できるようにするための指導

(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。

- ・ 拡大読書器や遠用・近用弱視レンズなどの視覚補助具、タブレット端末などを効果的に活用する技能を身に付けさせる指導
- ・ 遠用弱視レンズで動いているバスの行き先表示や時刻表、街頭の標識などを瞬時に読み取ったり、近用弱視レンズで表やグラフの数値を素早く正確に読み取ったりするなど、発達段階に応じて、緻密な作業を円滑に遂行する能力の向上と関連付けた指導
- ・ 思春期になると周囲の人から見られていることを気にして弱視レンズの使用をためらいがちになることに対応して、各種の弱視レンズなどを使ってよく見える体験を繰り返すことにより、低学年の段階から障害の受容を図り、障害による困難な状態を改善・克服する意欲を喚起する指導

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。

- ・ 一人で市街を歩くために、事前に頭の中の地図(メンタルマップ)を描いたり、歩行中は位置を知るための手掛かりや目印となる建物や周囲の音など様々な感覚を通して得られる情報を総合的に活用して頭の中に描いた地図と照らし合わせたりして確かめながら歩行する力を伸ばす指導
- ・ 保有視機能や視覚の補助手段を活用するとともに、聴覚や触覚等他の感覚を総合的に活用して情報を収集し周囲の状況を把握したり、それに基づいて的確な判断や行動をしたりするための指導
- ・ 発達の段階や障害の状況など、必要に応じて、個人端末のナビゲーション機能などを利用した位置情報の確認手段を活用し、自分の位置と周囲の状況を的確に判断して行動できるようにする指導

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

- ・ 保有する視覚や他の感覚を活用して対象物の形や大きさ、手触り、構造、機能等を観察したり、教室、建物、市街などの地理的な関係を理解したりする指導
- ・ 適切に認知したり行動したりする際の手掛かりとして、教材・教具の工夫や環境設定への配慮によりい

ろいろなものの的確なイメージや概念と言葉を獲得し、的確に活用できるようにする指導

5 身体の動き

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。

- ・ 視覚的模倣が困難な運動・動作の獲得のために、指導者の身体や模型などを間近で見たり触ったりして確認させた後、自分で実際に身体を動かして学習させるなどして、姿勢や運動の感覚(ボディイメージ)を高めるとともに正しい姿勢を身に付け、運動・動作の基本的技能を身に付けさせる指導

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。

- ・ 見えやすい環境や使いやすい道具を工夫しながら、日常生活に関わる身辺処理及び学習のための動作などの基本動作の獲得と技能の向上を図る指導

(4) 身体の移動能力に関すること。

- ・ 発達段階に応じて、基本的な歩行技術の習得や援助を依頼する方法などを身に付け、保有する視覚や他の感覚を有効に活用したり視覚補助具を適切に活用したりして、一人で安全に目的地まで行くための指導

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

- ・ 作業に必要な基本動作の習得と、目と手の協応や両手の協応、手指の巧緻性を向上させる指導
- ・ 視覚情報の不足から作業の全工程を把握することが困難な場合、事前に全ての手順を理解させたり十分な作業時間を確保したりしながら、見通しをもって円滑に作業を遂行するための指導

6 コミュニケーション

(3) 言語の形成と活用に関すること。

- ・ 具体的な事物や現象、動作と言葉とを対応させて確かなイメージに裏付けられた言葉を獲得するために、言葉の意味を正しく理解し活用できるようにする指導

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。

- ・ 拡大文字によるディスプレイ上での編集に習熟するなど、コンピュータの操作技能の習得を図る指導
- ・ 進行性眼疾患で普通の文字を使用した学習が困難になった場合、適切な時期に使用文字を点字に切り替える等、学習効率を考えた文字選択に関する指導

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

- ・ 場に応じた話題の選択、部屋の広さや状況に応じた声の大きさの調節、場や状況に応じた話し方など、相手や状況に応じた適切なコミュニケーションに関する指導

1 健康の保持

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。

- ・ 中耳炎や体調の変化などによる聴力の変動に注意したり、早期に対応したりできるようにする指導

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。

- ・ 発達の段階に応じて、耳の構造や自己の聞こえの状態について十分な理解を図る指導
- ・ 補聴器などを用いる際の留意点について理解を促すなどして、自ら適切な聞こえの状態を維持できるようにする指導
- ・ 必要に応じて、専門の医師や言語聴覚士などの助言を、自ら得ることができるようにする指導

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。

- ・ 時と場合によって聞こえたり聞こえなかったりすることに気付かせるなど、聞こえの状況や聴覚障害の特性を自ら理解し、それを他者に伝えることができるようにする指導

(5) 健康状態の維持・改善に関すること。

- ・ 定期的に専門の医師や言語聴覚士らの助言を得て、聴力の適切な管理ができるようにする指導
- ・ 注意を集中して聞くことによる疲れやすさを、規則正しい生活などを心掛けることで軽減し、健康状態の維持に努めることができるようにする指導

2 心理的な安定

(1) 情緒の安定に関すること。

- ・ 聞こえにくさのため、思うように気持ちや考えを伝えられないことなどにより、自信をなくしたり、情緒が不安定になりやすかったりする場合には、機会を見つけて自分のよさに気付いたり、自信がもてるようにしたりする指導

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。

- ・ 聞こえにくさによる情報不足で、状況の理解や変化に気付くことができず、不安になりがちな児童・生徒に、聴覚とともに視覚的な情報を活用して状況を理解したり変化に対応したりできるようにする指導
- ・ 状況やその変化について友達や教師に尋ねて情報を得ることができるようにする指導

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

- ・ 自分の聞こえの特徴を理解し、補聴器などの補助的手段や自分の得意な面を活用することで、困難を克服することができるという成功経験を積み重ね、自信をもって、不得意なことにも積極的に取り組もうとする意欲を育てる指導
- ・ 難聴のある者同士の自然な関わりを大切にしたり、社会で活躍している先輩の生き方や考え方に触れ将来の見通しをもったりするなどして、心理的な安定を図り、障害を自分なりに受け止め、積極的に行動しようとする態度を育てる指導

3 人間関係の形成

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。

- ・ 聞こえにくさによる意思疎通の困難さや他者と心地よく関わる経験の不足から、他者との関わりに消極的になっている児童・生徒に、自分の意思が伝わったという満足感や人と関わる楽しさを味わわせ、他者と積極的に関わりたいという意欲を育てる指導

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。

- ・ 聴覚的な情報の不足から周囲の人の何気ない会話が捉えられないなど、聴覚的な情報の把握が円滑でないため、視覚的な手掛かりだけで判断したり、自己中心的に捉えたりしやすく、相手の感情に応じて適切に行動できなかつたりすることがある児童・生徒に、状況の推移についても振り返りながら順序立てて考えるなど、出来事の流りに基づいて総合的に判断できるようにする指導

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。

- ・ 自分の聞こえの特徴や補聴器・人工内耳の特性について理解を図る指導
- ・ 補聴器などを活用すればできること、支援があればできることなどについて理解を促し、必要に応じて、周囲の人に自分の聞こえの特徴を説明し、援助を求めたり環境を整えたりすることができるようにする指導
- ・ 成就感を味わうことができる活動を設定し、自己を肯定的に捉える感情を高める指導

(4) 集団への参加の基礎に関すること。

- ・ 情報の不足から、日常生活で必要とされる様々なルールや常識などの理解、それに基づいた行動が困難な児童・生徒に、背景を想像したり、グループ学習などを活用したりして、どのように行動すべきか、相手はどのように受け止めるかなどについて、具体的なやりとりを通して理解できるようにする指導
- ・ 必要に応じて援助を求めるなどして、積極的に集団に参加しようとする態度を養う指導

4 環境の把握**(1) 保有する感覚の活用に関すること。**

- ・ 補聴器や人工内耳の装用により、保有する聴力を十分に活用していくための指導

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。

- ・ 自分の聞こえの特徴や聞き取りやすい条件を理解し、視覚的な情報など得意な方法を積極的に活用したり、条件や環境を整えたりして、状況を認知することができるようにする指導

(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。

- ・ 文字や図、読話、手話や指文字などの視覚的な情報、FM補聴器、光や振動で情報を伝える機器などの特徴及び機能を的確に理解し、個々の障害や場面に応じて活用できるようにする指導
- ・ 必要な情報を得るために、要約筆記(ノートテイク)、パソコン要約筆記、手話通訳など相手や場面に応じた援助を依頼できるようにする指導

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。

- ・ 聴覚を活用するとともに、視覚や嗅覚などの感覚も総合的に活用して情報を的確に収集し、周囲の状況を理解することができるようにする指導
- ・ コミュニケーションの不十分さなどにより物事の推移や相手の考えなどを予測できにくい児童・生徒には、多様な手段を活用し、それまでに得ている情報と照らし合わせながら、周囲の状況や人の気持ちや今後の展開などを推察することができるようにする指導

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

- ・ 生活や学習の様々な機会を通じて、経験や作業などの行動の過程を的確な言葉に結び付けていき、言葉と行動の対応関係を繰り返していくことで、その概念を的確に身に付けさせる指導

5 身体の動き

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

- ・ 発声・発語器官の微細な動きを覚えたり、それを調整する力を高めたりし、正しく発音できるようにする指導

6 コミュニケーション

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。

- ・ 人とやりとりする楽しさを味わわせ、コミュニケーションをとろうとする意欲を育てる指導
- ・ 相手を注視する態度や構えなどの傾聴態度を身に付けさせ、相手の話を意識して聞こうとする態度を養う指導

(2) 言語の受容と表出に関すること。

- ・ 言葉を構成している音などを聞き分ける聴覚的弁別力や、文字に関する知識などを身に付けさせ、状況に合った言葉を適切に伝えたり理解したりする力を高める指導
- ・ 個々の力や状況に応じて、音声だけでなく、身振り、手話・指文字や文字などを活用して、児童・生徒が自分の意思を相手に分かるように伝える力を高める指導
- ・ 音を弁別する力や構音運動を調整する力を高め、正しい発音を習得させ、発話の明瞭度を上げる指導

(3) 言語の形成と活用に関すること。

- ・ 生活経験の言語化、関連付けなどを通して、語彙の習得や上位概念、属性、関連語などの言語概念を形成する指導
- ・ 言葉の意味理解を深め、抽象的な言葉の理解、文法などに即した表現を促すなどして、体系的な言語の習得を図る指導
- ・ 文章を読んで理解したり、自分の考えを書いて表現したりできるようにする指導
- ・ 言葉によって体験や考えを整理し、思考を深めたり広げたりできるようにする指導

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。

- ・ 音声や文字、補助手段としての補聴器や人工内耳、代行手段としての読話や指文字、手話などの様々なコミュニケーション手段を、聴覚障害の状態や発達段階、場面などに応じて、選択したり組み合わせたりして、主体的にコミュニケーションが行えるようにする指導

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

- ・ 周囲の状況に関する適切な情報を得る、自分が受け止めた内容に誤りがないかどうかを確認する、状況が変化した場合に柔軟で適切な対応ができる、必要に応じて援助を求めるなど、児童・生徒が主体的に判断しやりとりしようとする態度や技能を身に付けさせる指導
- ・ 相手の立場や気持ち、状況などに応じて、適切な言葉の使い方ができるようにする指導

1 健康の保持

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。

- ・ 自分の特性に気付き、自分を認め、生活する上で必要な支援を求められるようにする指導

2 心理的な安定

(1) 情緒の安定に関すること。

- ・ 失敗経験から自信を失ったり、情緒が不安定になりやすかったりする児童・生徒に、自分のよさに気付かせたり、自信がもてるように励ましたりして活動への意欲を促す指導

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。

- ・ 場所や場面の状況を理解して心理的な抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりできるようにする指導

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

- ・ 自分の障害の状態を理解したり受け止めたりして、困難を改善・克服しようとする意欲をもたせる指導
- ・ 自分の得意な面と苦手な面を知り、得意な面を活用することで困難を克服することができるという経験をさせる指導
- ・ 成功体験を積み重ねることで自分に自信をもてるようにし、苦手なことにも積極的に立ち向かう意欲をもたせる指導
- ・ タブレット端末などを用いて、苦手意識を軽減させたり意欲をもたせたりする指導

3 人間関係の形成

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。

- ・ 他者と関わりたいという意欲をもたせる指導
- ・ 人と関わる楽しさや心地よさを味わえるような指導

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。

- ・ 自分の得意なことや苦手なこと、自分の行動の特徴などを理解させ、集団の中で状況に応じた行動ができるようにする指導

(4) 集団への参加の基礎に関すること。

- ・ 集団の雰囲気に合わせてたり、集団に参加するために必要な手順や決まりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようにする指導
- ・ 児童・生徒が、友達との会話の背景や経過を類推することが難しいために集団に積極的に参加できない場合に、日常的によく使われる友達同士の言い回しや分からないときの尋ね方等を身に付けさせる指導
- ・ 児童・生徒が、遊びのルールを聞き漏らしたり、最後まで聞かずに遊び始めたりしてルールを理解していない場合に、ルールを少しずつ段階的に理解できるようにさせる指導
- ・ 児童・生徒が、勝ちたいという意識からルールを守ることができない場合に、適切な行動を身に付けさせる指導
- ・ 遊びへの参加方法が分からないときの不安を鎮める方法を身に付けさせる指導

4 環境の把握

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。

- ・ 児童・生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにする指導
- ・ 児童・生徒一人一人の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性に対応できるようにする指導
- ・ 児童・生徒の、個々の認知特性に合わせた言葉や数の学習の指導
- ・ 認知の特性に応じて、苦手な課題を少しずつ改善したり、得意な方法を積極的に活用できるようにしたりする指導

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。

- ・ 視覚、聴覚、触覚などの保有するいろいろな感覚を活用して周囲の状況を的確に把握することができるようにする指導
- ・ 感覚を総合的に活用して得られた情報から、周囲の状況や他者の気持ちを把握し、的確な判断や行動ができるようにする指導
- ・ 書くことの指導をする場合、様々な感覚を使って多面的に文字を認識し、自らの動きを具体的に想像してから文字を書くことができるような指導

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

- ・ 経験によって作り上げてきた概念を、自分が新たに認知や行動を進めていくために活用することができるようにする指導

5 身体の動き

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。

- ・ 全身または身体各部位の筋肉に適度な緊張状態を作り出せるようにする指導

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。

- ・ 書字、描画等の学習に必要な基本動作を身に付けさせることができるようにする指導

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

- ・ 両手の協応や目と手の協応動作が円滑に遂行できるようにする指導
- ・ 興味をもっていることを生かしながら道具等を使って手指を動かす体験を積み重ね、巧緻性を高められるようにする指導
- ・ 障害の状態によって、身体の動きの面で、関係する教科等の学習との関連を図り、目と手の協応した動き、姿勢や作業の持続性などについて、自己調整できるようにする指導

6 コミュニケーション

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。

- ・ 人とやりとりする楽しさを味わわせ、コミュニケーションをとろうとする意欲を育てる指導
- ・ 話す人の方向を見るなどの、話を聞く態度を身に付けさせる指導
- ・ 他者と相互交流する際に必要なマナーや技能等の基礎的な力を身に付けさせる指導

(2) 言語の受容と表出に関すること。

- ・ 話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自分の考えを伝えたりする力を身に付けさせる指導

(3) 言語の形成と活用に関すること。

- ・ 語彙や文法体系の習得とともに、それらを通して言語の概念を形成できるようにする指導
- ・ 言語によって体験や考えを整理し、思考を深めたり広げたりすることができるようにする指導
- ・ 児童・生徒が、文字や文章を読んで理解することが極端に困難を示す場合に、タブレット端末などを活用して、聞いて理解する力を伸ばしながら、読んで理解する力を身に付けさせる指導。

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

- ・ 自分が理解した内容に誤りがないかどうかを確かめるなど、主体的に関わろうとすることができるようにする指導
- ・ 児童・生徒が、自分で内容をまとめながら聞く能力を高めるとともに、分からないときに聞き返す方法や相手の表情にも注目する態度を身に付けさせるなどして、状況に応じたコミュニケーションができるようにする指導

1 健康の保持

(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。

- ・ 児童・生徒に、整理・整頓などの生活習慣を身に付けさせる指導

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。

- ・ 自分の特性に気付き、自分を認め、生活する上で必要な支援を求められるようにする指導

2 心理的な安定

(1) 情緒の安定に関すること。

- ・ 失敗経験から自信を失ったり、情緒が不安定になりやすかったりする児童・生徒に、自分のよさに気付かせたり、自信がもてるように励ましたりして活動への意欲を促す指導

- ・ 児童・生徒が、興奮を静められる方法や実際にその方法を行うことができるようにするための指導

(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

- ・ 自分の障害の状態を理解したり受け止めたりして、困難を改善・克服しようとする意欲をもたせる指導
- ・ 自分の得意な面と苦手な面を知り、得意な面を活用することで困難を克服することができるという経験をさせる指導

- ・ 成功体験を積み重ねることで自分に自信をもてるようにし、苦手なことにも積極的に立ち向かう意欲をもたせる指導

- ・ タブレット端末などを用いて、苦手意識を軽減させたり意欲をもたせたりする指導

3 人間関係の形成

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。

- ・ 人と関わる楽しさや心地よさを味わえるような指導

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。

- ・ 自分の得意なことや苦手なこと、自分の行動の特徴などを理解させ、集団の中で状況に応じた行動ができるようにする指導

- ・ 児童・生徒に、状況に合わせて行動することが自分は苦手であることを理解させ、行動する前に周囲の状況を観察したり、状況を理解するゆとりをもったりすることができるようにするための指導

(4) 集団への参加の基礎に関すること。

- ・ 集団の雰囲気に合わせてたり、集団に参加するために必要な手順や決まりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようにする指導

- ・ 児童・生徒が、遊びのルールを聞き漏らしたり、最後まで聞かずに遊び始めたりしてルールを理解していない場合に、ルールを少しずつ段階的に理解できるようにさせる指導・児童・生徒が、興奮を静められる方法や実際にその方法を行うことができるようにするための指導

- ・ 児童・生徒が、勝ちたいという意識からルールを守ることができない場合に、適切な行動を身に付けさせる指導

- ・ 遊びへの参加方法が分からないときの不安を鎮める方法を身に付けさせる指導

4 環境の把握

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。

- ・ 児童・生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう

にする指導

- ・ 児童・生徒の、個々の認知特性に合わせた言葉や数の学習の指導
- ・ 認知の特性に応じて、苦手な課題を少しずつ改善したり、得意な方法を積極的に活用できるようにしたりする指導

(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。

- ・ 視覚、聴覚、触覚などの保有するいろいろな感覚を活用して周囲の状況を的確に把握することができるようにする指導
- ・ 感覚を総合的に活用して得られた情報から、周囲の状況や他者の気持ちを把握し、的確な判断や行動ができるようにする指導

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

- ・ 経験によって作り上げてきた概念を、自分が新たに認知や行動を進めていくために活用することができるようにする指導

5 身体の動き

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。

- ・ 全身又は身体各部位の筋肉に適度な緊張状態を作り出せるようにする指導
- ・ 児童・生徒が、姿勢保持のチェックポイントを自分で確認できるようにする指導

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。

- ・ 書字、描画等の学習に必要な基本動作を身に付けさせることができるようにする指導

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

- ・ 両手の協応や目と手の協応動作が円滑に遂行できるようにする指導
- ・ 児童・生徒に、一連の作業への集中力や持続力を高めるための指導
- ・ 興味をもっていることを生かしながら道具等を使って手指を動かす体験を積み重ね、巧緻性を高められるようにする指導
- ・ 障害の状態によって、身体の動きの面で、関係する教科等の学習との関連を図り、目と手の協応した動き、姿勢や作業の持続性などについて、自己調整できるようにする指導

6 コミュニケーション

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。

- ・ 人とやりとりする楽しさを味わわせ、コミュニケーションをとろうとする意欲を育てる指導
- ・ 話す人の方向を見るなどの、話を聞く態度を身に付けさせる指導
- ・ 他者と相互交流する際に必要なマナーや技能等の基礎的な力を身に付けさせる指導

(2) 言語の受容と表出に関すること。

- ・ 視覚的な手掛かりを活用しながら相手の話を聞くなど、様々なコミュニケーションの手段を活用して正確にやりとりをすることができるようにする指導

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

- ・ 周囲の状況に関する適切な情報を得たり、雰囲気を読み取ったりすることができるようにする指導
- ・ 状況が変化した場合に、柔軟で適切な対応ができるようにする指導